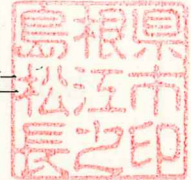


松江市告示第 88 号

松江市訪問理美容サービス事業実施要綱（平成 27 年 3 月 16 日松江市告示 55 号）の一部を次のように改正する。

令和 7 年 3 月 18 日

松江市長 上 定 昭 仁



次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げる規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
(目的) 第 1 条 この要綱は、松江市が実施する松江市訪問理美容サービス事業<u>(寝たきり状態や認知症の症状により、一般の理美容所に出かけることが困難な在宅高齢者等に対し、理容師又は美容師が高齢者宅に出向いて、整髪の手サービスを提供するとともに、高齢者の生活状態のチェック(以下「チェック」という。)</u>及び相談を行うことで、社会的なつながりを維持し、必要な高齢者支援へつなげる事業をいう。以下「事業」という。)の実施に関し必要な事項を定めることにより事業の円滑な実施を図り、もって在宅高齢者等の福祉の向上を図ることを目的とする。 (実施主体) 第 2 条 略 (利用対象者) 第 3 条 略 (1) 介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)	(目的) 第 1 条 この要綱は、松江市が実施する松江市訪問理美容サービス事業<u>(理美容所に向くことが困難な在宅高齢者等に対し、理容師又は美容師が高齢者宅に出向いて、整髪の手サービスを提供するとともに、高齢者の生活状態のチェック(以下「チェック」という。)</u>及び相談を行うことで、社会的なつながりを維持し、必要な高齢者支援へつなげる事業をいう。以下「事業」という。)の実施に関し必要な事項を定めることにより事業の円滑な実施を図り、もって在宅高齢者等の福祉の向上を図ることを目的とする。 (実施主体) 第 2 条 略 (利用対象者) 第 3 条 略 (1) 介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)

第 27 条第 4 項第 1 号に規定する要介護状態区分が <u>3 以上</u>と認定された者 (第 2 号被保険者を含む。)又は身体障害者手帳所持者で肢体不自由に係る障がいの等級が 1 級又は 2 級の者 (2) 65 歳以上の者(前号に掲げる者を含む。)のみの世帯に属する者 (3) <u>寝たきり状態や認知症の症状により、一般の理美容所に出かけることが困難である者</u> (4) <u>前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた者</u>	第 27 条第 4 項第 1 号に規定する要介護状態区分が <u>1 以上</u>と認定された者 (第 2 号被保険者を含む。)又は身体障害者手帳所持者で肢体不自由に係る障がいの等級が 1 級又は 2 級の者 (2) 65 歳以上の者(前号に掲げる者を含む。)のみの世帯に属する者<u>又は同居の者から介護等支援が受けられないと認められる者</u> (3) <u>移動手段を持たないなど理美容所に出かけることが困難である者</u>
---	--

附 則

この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。